

議案第 12 号

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2年 5月20日提出

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休校していた期間の未履修内容を補うことを目的として、市立小中学校の夏季休業日の期間を変更するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

令和2年度に限り、夏季休業日を8月1日から8月23日まで（本則では7月21日から8月31日まで）とする。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和2年度に限り、第3条の2の規定にかかわらず、夏季休業日は、8月1日から8月23日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 令和2年度に限り、第3条の2の規定にかかわ</p> <hr/> <p>らず、夏季休業日は、8月1日から8月23日と</p> <hr/> <p>する。</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>